

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)
(当日が休日、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 土地改良区の役員の退任
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定
- 土地改良事業の認可(二件)
- 県営土地改良事業の工事の完了
- 保安林の指定の解除予定
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧
- 都市計画の変更に係る案の縦覧(三件)
- ◇教委告示 鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項
- ◇公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十三号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十五年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「写し」の下に「又は同表の第三欄の検査等に合格したことを証する成績表の写し」を加える。

別表第二貸付金の欄中「又は漁船衝突防止機器等購入等資金」を、「漁船衝突防止機器等購入等資金、高齢者活動資金又は漁業経営開始資金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監 事 三 谷 富 明 東伯郡大栄町大字妻波一八八二一三

昭和六十一年十月二十日退任

鳥取県告示第九百二十三号

佐治村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業佐治地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業船越地区区画整理）を昭和六十一年十一月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業日野（舟場）地区区画整理）を昭和六十一年十一月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百二十六号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
広域営農団地農道整備事業大山地区農道整備	昭和六十年十二月十七日

鳥取県告示第九百二十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字サコノ平七二五の五三、七二五の五四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第九百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画臨港地区

二 都市計画の決定に係る土地の区域

鳥取市港町並びに賀露町字中瀬ノ巻、字中瀬ノ式、字中瀬ノ三、字湊ノ二及び字灘端

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第九百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十一年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画土地区画整理事業 南安長土地区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

鳥取市安長及び徳吉

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和六十一年十一月七日から同月二十一日まで

鳥取県告示第九百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、気高都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する

同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十一年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

気高都市計画公園 四・四・一号浜村砂丘公園

二 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分

気高郡気高町大字浜村字西浜及び字浜崎並びに大字勝見字中澤及び字

砂山

三 都市計画の案の縦覧場所

気高郡気高町大字浜村二八二一 気高町役場

四 縦覧期間

昭和六十一年十一月七日から同月二十一日まで

鳥取県告示第九百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画

の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十一年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・四・十七号米子駅西町線及び三・四・二十

一号末広町東町線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・十七号 米子駅西町線

変更する部分

米子市末広町

2 三・四・二十一号 末広町東町線

追加する部分

米子市末広町、大工町及び東町

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市加茂町一丁目一 米子市役所

四 縦覧期間

昭和六十一年十一月七日から同月二十一日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

昭和六十二年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項により実施する。

昭和六十一年十一月七日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

昭和六十二年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

一 募集園児数 約六十人

二 応募資格

昭和五十七年四月二日から昭和五十八年四月一日までに出生した幼児

三 募集期間及び受付時間

1 募集期間 昭和六十一年十一月二十七日(木)及び同月二十八日(金)

(金)

2 受付時間 十四時から十六時三十分まで

四 応募手続

1 入園志願者の保護者は、募集期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園(以下「県立久松幼稚園」という。)に提出しなければならない。

2 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者の保護者に受付番号票を交付するものとする。

五 入園志願書の交付

1 交付の期間及び時間

(一) 交付期間 昭和六十一年十一月十七日(月)から同月二十二日(土)まで

(二) 交付時間 八時三十分から十六時(土曜日は十二時)まで

2 交付場所 県立久松幼稚園

六 入園許可者の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園許可者を決定する。

七 抽選の期日及び場所

1 期日 昭和六十一年十二月五日(金) 九時

2 場所 県立久松幼稚園

八 入園許可者の発表

昭和六十一年十二月五日(金) 十五時に県立久松幼稚園に掲示する。

九 その他

この要項に関する質疑事項は、県立久松幼稚園(電話〇八五七一一三—三二五二)に問いあわせること。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和61年11月7日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

(2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

(3) 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

2 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和61年11月28日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階第 2会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭 及び浜村の各警察署の管 内に居住する者
昭和61年12月11日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市総則一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口、及び 黒坂の各警察署の管内に 居住する者

昭和61年12月18日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟第18会 議室	岩美、鳥取、郡家、智頭 及び浜村の各警察署の管 内に居住する者
---------------------------------------	----------------------------------	---------------------------------------

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）

